

災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と、公益社団法人山形県トラック協会（以下「乙」という。）及び山形県倉庫協会（以下「丙」という。）は、次のとおり災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結する。

（協定趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は山形県以外で災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が被災地又は被災のおそれがある地域（以下「被災地等」という。）を支援するため、甲から乙又は丙に対して要請する救援物資等の緊急輸送及び保管に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急輸送に関する業務及び要請）

第2条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する救援物資等の緊急輸送に関する業務（以下「緊急輸送」という。）が必要と認められるときは、乙に対し、別紙1により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 救援物資等の緊急輸送
- (2) 前号に必要な車両（霊柩車を含む）、作業員、荷役機械及び資機材の手配
- (3) 甲及び山形県内の市町村（以下「市町村」という。）の災害対策本部等への物流専門家派遣による緊急輸送の支援、助言等
- (4) その他必要な業務

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、緊急輸送を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う緊急輸送に必要な燃料の優先確保、緊急通行車両の指定及びその他円滑な輸送に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、緊急輸送を行ったときは、甲に対し、別紙2により速やかに報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 緊急輸送に要した費用は、甲又は甲から支援を受けた地方公共団体が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙が手配した事業用自動車、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急輸送を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、緊急輸送に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(救援物資等の保管に関する業務及び要請)

第6条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する救援物資等の保管に関する業務(以下「救援物資等保管」という。)が必要と認められるときは、丙に対し、別紙3により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 甲の指定する施設又は丙の会員事業所(以下「施設」という。)における救援物資等の入出庫、仕分け及び保管
- (2) 救援物資等の在庫状況の把握及び甲への報告
- (3) 前2号に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
- (4) 甲及び市町村の災害対策本部等への物流専門家の派遣による救援物資等保管の支援、助言等
- (5) その他必要な業務

2 丙は前項の規定による甲の要請があったときは、救援物資等保管を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、丙の行う救援物資等保管に必要な燃料の優先確保、通信手段の確保及びその他施設の円滑な運営に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(報告)

第7条 丙は、救援物資等保管を行ったときは、甲に対し、別紙4により速やかに報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 救援物資等保管に要した費用は、甲又は甲から支援を受けた地方公共団体が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、保管料及び荷役料は、丙の会員事業者が倉庫業法施行規則(昭和38年運輸省令第59号)に基づき国土交通大臣等に届出した料金を基準として、甲丙協議の上決定するものとする。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲丙協議の上決定するものとする。

(事故等)

第9条 丙は、事故の発生等により救援物資等保管が困難な事由が発生したときは、他の施設を速やかに選定する等により、救援物資等保管を継続するよう努めるものとする。

2 丙は、救援物資等保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。



(相互手配)

第10条 甲は、必要と認めるときは、第2条及び第6条の規定にかかわらず、緊急輸送を丙に、救援物資等保管を乙に要請することができる。

2 乙及び丙は、前項の規定による甲の要請があったときは、相互に連携の上、可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 前2項の規定を適用する場合には、第2条から第5条中「乙」とあるのは「丙」と、第6条から第9条中「丙」とあるのは「乙」と読み替えるものとする。

(市町村からの要請)

第11条 災害時に、市町村が、甲の指示により緊急輸送及び救援物資等保管を行う場合、市町村から乙及び丙に緊急輸送及び救援物資等保管の要請があったときは、乙及び丙は、前条までの規定に準じて緊急輸送及び救援物資等保管を行うよう努めるものとする。

2 前項のほか、災害時に、市町村が独自に被災地等を支援するため、市町村から乙及び丙に緊急輸送及び救援物資等保管の要請があったときは、乙及び丙は、前条までの規定に準じて緊急輸送及び救援物資等保管を行うよう努めるものとする。

(情報提供)

第12条 甲、乙及び丙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(訓練の実施)

第13条 甲、乙及び丙は、災害の発生に備え、緊急輸送及び救援物資等保管に関する訓練を、協議の上連携して実施するよう努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく緊急輸送及び救援物資等保管に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。

(補償)

第15条 甲の要請により、緊急輸送又は救援物資等保管に従事した者（以下「従事者」という。）が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年12月山形県条例第66号）の例により、その損害を補償する。

(1) 従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙、丙または従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該三者から損害賠償

を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。



(協定の解除又は改定)

第17条 この協定は、甲、乙又は丙のいずれから申し出があったときは、甲、乙及び丙が協議の上協定を解除又は改定することができる。

(準用及び協議)

第18条 この協定に定めのない事項については、「標準貨物自動車運送約款」及び「標準倉庫寄託約款(乙)」(以下「約款」という。)を準用するものとする。

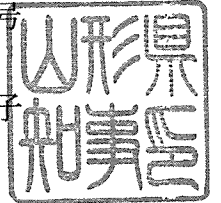
2 前項によってもなお定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各者記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形県山形市流通センター四丁目1番20号

公益社団法人 山形県トラック協会

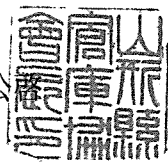
会長 熊澤 貞二



丙 山形県山形市流通センター四丁目1番2号

山形県倉庫協会

会長 佐藤 公隆



(要請先)

様

山形県知事

緊急輸送に関する要請書

「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定書」第2条第1項の規定により、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び要請理由

2 緊急輸送に関する要請内容


物資等の種類・数量	積み込み 日時・場所	取り下ろし 日時・場所	備 考

3 物流専門家の派遣に関する要請内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

4 その他必要な事項

緊急輸送に関する報告書

年 月 日


山形県知事 様

(報告者)

要請のあった緊急輸送を次のとおり実施したので報告します。

1 緊急輸送に関する実施内容

輸送 月日	事業者名	物資等の 種類・数量	輸送区間	使用車種 ・台数	乗員 数	備考

1

2

2 物流専門家の派遣に関する実施内容

派遣場所	
人数	
業務内容	
派遣期間	

3


3 その他必要な事項

(要請先)

様

山形県知事

救援物資等保管に関する要請書

「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定書」第6条第1項の規定により、次のとおり要請します。

備考

1 災害の状況及び要請理由

2 救援物資等保管に関する要請内容

要請項目	物資の種類 ・数量	作業場所	作業時間	備 考
<input type="checkbox"/> 入出庫 <input type="checkbox"/> 仕分け <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 在庫状況把握 <input type="checkbox"/> 処分				

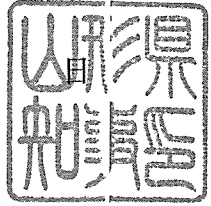
3 物流専門家の派遣に関する要請内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

4 その他必要な事項

救援物資等保管に関する報告書

年 月



山形県知事

様

(報告者)

要請のあった救援物資等保管を次のとおり実施したので報告します。

1 救援物資等保管に関する実施内容

実施項目	物資の種類 ・数量	作業場所	作業時間	延べ 作業人数	備 考
<input type="checkbox"/> 入出庫 <input type="checkbox"/> 仕分け <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 在庫状況把握 <input type="checkbox"/> 処分					

2 物流専門家の派遣に関する実施内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

3 その他必要な事項

